デジタルコンテンツ系専門職大学院基準の改定について
（新旧対照表及び改定の理由・内容）

2023 年２月 21 日

公益財団法人　大 学 基 準 協 会

この度のデジタルコンテンツ系専門職大学院基準の改定にあたっては、各大項目を「本文」「基礎要件」「評価の視点」で構成するなど抜本的な見直しを行ったことから、新旧対照表においては、分かりやすさに配慮し、旧基準（現行基準）に対する新基準（改定後）の対照を示すこととする。

Ⅰ.「凡例」及び「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準について」

旧	新	改定の理由・内容
凡　例 関連法令を以下のように略す。 「学　教　法」：学校教育法 「学教法施規」：学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号） 「大　　学」：大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号） 「大　学　院」：大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号） 「専　門　院」：専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号） 「告示第 53 号」：専門職大学院設置基準第５条第１項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）	（削除）	法令に係る事項を「基礎要件」として、「デジタルコンテンツ系専門職大学院に関する基礎要件データ」へ集約したため削除した

デジタルコンテンツ系専門職大学院基準について	デジタルコンテンツ系専門職大学院基準について	
(1) デジタルコンテンツ系専門職大学院基準は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が、デジタルコンテンツ系専門職大学院の認証評価を行うために設定したものである。 本基準が対象とするデジタルコンテンツ系専門職大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。 ① 高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材の養成を基本的な使命（mission）としていること。 ② 授与する学位名称が、デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）又はこれに相当する名称のものであること。	(1) デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（以下「本基準」という。）は、大学基準協会（以下「本協会」という。）がデジタルコンテンツ系専門職大学院の認証評価機関として、その評価を行うために設定したものである。 本基準が対象とするデジタルコンテンツ系専門職大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。 ① 将来の予測が困難な時代にあって、最先端のデジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツの創造やそのマネジメントを通じて新たな産業や文化を生み出す能力を備えた人材の養成を基本的な使命（Mission）としていること。 ② 授与する学位が、固有の目的や教育内容に相応のものとし、デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）又はこれに相当する名称のものであること。	省略した用語を記載 表現の変更 大項目Ⅰで新たに加えた要素に応じて追加し、デジタルコンテンツ系専門職大学院の要件を明確化 表記の変更
(2) 本協会は、これまで、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。 デジタルコンテンツ系専門職大学院基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。	(2) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。本基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。	表記の変更
(3) デジタルコンテンツ系専門職大学院基準は、以下の８つの大項目で構成されている。	(3) 本基準は、以下の４つの大項目により構成されている。	表記の変更 大項目を統廃合し、そ

1　使命・目的 2　教育内容・方法・成果 (1) 教育課程・教育内容 (2) 教育方法 (3) 成果 3　教員・教員組織 4　学生の受け入れ 5　学生支援 6　教育研究等環境 7　管理運営 8　点検・評価、情報公開	1　使命・目的 2　教育課程・学習成果、学生 3　教員・教員組織 4　専門職大学院の運営と改善・向上	の数及び名称を変更
(4)　基準の各大項目は、項目ごとに示した「本文」及び「評価の視点」により構成されている。 「本文」は、デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）を果たし、さらに、各デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の目的（以下「固有の目的」という。）を実現するために必要な要素について、大綱的に定めたものである。 「評価の視点」は、「本文」に定められた要素を満たすにあたって必要とされる諸点について、より具体的に定めたものであり、以下で記述するように、それぞれの性質に応じてＦ群（Fundamental）、Ｌ群（Legal）及びＡ群（Advanced）に区分される。 この「評価の視点」には、次の２つの機能がある。 ①　各デジタルコンテンツ系専門職大学院が自己点検・評価活動を行う際に確認する具体的な視点としての機能 ②　本協会の評価者がデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価を行う際に確認する具体的な視点と	(4)　基準の各大項目は、「本文」、「基礎要件」及び「評価の視点」により構成されている。 「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命を果たし、さらに、個別の専門職大学院独自の目的を実現するために必要な内容を示している。 「基礎要件」及び「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、各専門職大学院が点検・評価活動を行う際、また、本協会が専門職大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイントを個別的に示したものである。このうち「基礎要件」は、法令事項をはじめとした基礎的な事項を指し、評価の前提となる必須事項として確認が求められるものである（具体的な対象範囲は別に定める）。なお、個々の「基礎要件」や「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の連関性等に十分な注意を払うことが求められる。	各大項目における構成を変更 評価の視点における３つの区分を廃止

しての機能 　以上を踏まえて、各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、本協会のデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価を申請するに際して実施する自己点検・評価において、各「評価の視点」を確認し、その結果を点検・評価報告書として「本文」の趣旨に沿って取りまとめることが求められる。一方、本協会の評価者は、原則として、各「評価の視点」を確認したうえで「本文」の趣旨が満たされているか否かの評価を行うこととなる。 ◆「評価の視点」は、以下の３つに区分される。 【F 群（Fundamental)】 デジタルコンテンツ系専門職大学院に求められる基本的事項 　ここでは、デジタルコンテンツ系専門職大学院に求められる基本的事項を満たしているかについての評価を行う。すなわち、高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材の養成という基本的な使命（mission）を果たしているか、また、この基本的な使命を果たすために必要な組織を有し、それが適切に運営され、有効な教育研究活動が行われているかに焦点をおいた評価である。 **・この事項についての評価は、「概評」において記述する。その上で、「提言」において以下の指摘をすることがある。** **①　基本的な使命（mission）を実現するための取り組みとして成果が上がっている、又は機能している場合**	(5)　「本文」及び「評価の視点」に基づいた評価の結果、長所・特色に関する事項や改善を要する事項が見られた場合には、次の区分及び要件で提言を付す。	

は、当該事項を〈長所〉に付す。 **② さらなる取り組みが必要な場合は、当該事項を〈検討課題〉に付す。ただし、問題がある場合には、当該事項を〈勧告〉に付す。** 【L 群（Legal)】 デジタルコンテンツ系専門職大学院に関わる法令事項 ここでは、各デジタルコンテンツ系専門職大学院が、専門職大学院設置基準等の関連法令を遵守しているか否かについて評価を行う。 原則として、「評価の視点」の後に（　）で根拠となるデジタルコンテンツ系専門職大学院関連法令の名称及び該当条文を示している。 **・この事項についての評価は、「概評」において記述する。その上で、「提言」において以下の指摘をすることがある。** **① 問題がある場合は、当該事項を〈勧告〉に付す。ただし、軽微な問題である場合は、当該事項を〈検討課題〉に付す。** 【A群（Advanced)】 当該デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項 ここでは、固有の目的を実現するために、各デジタルコンテンツ系専門職大学院が取り組んでいる特色や強みなどに関する評価を行う。	〈是正勧告〉 ① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、改善を図るべき特に重大な問題がある場合 （〈是正勧告〉の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画をもって措置を講じ、必ず改善することが必要となる。） 〈検討課題〉 ① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、〈是正勧告〉には相当しないものの、改善を図るべき問題がある場合 ② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、当該専門職大学院の特色の伸長を図るために改善その他さらなる取組みが必要と判断される場合 （〈検討課題〉の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画と措置を検討し、改善に向け努力することが必要となる。） 〈長所〉 ① 当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、基本的な使命を実現するための取組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している場合 ② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、その目的を実現し特色の伸長につながる成果が	提言の名称を変更 また、提言の要件を評価の視点の区分別でなく提言別に記載を整理

・この事項についての評価は、「概評」において記述する。その上で、「提言」において以下の指摘をすることがある。

① 固有の目的を実現するための取り組みとして成果が上がっている、又は機能していると評価できる場合は、当該事項を〈長所〉に付す。

② 取り組みとして〈長所〉とまでは評価できないが、固有の目的に即した特色ある取り組みとして評価できる場合は、当該事項を〈特色〉に付す。

③ さらなる取り組みが必要と判断される場合には、当該事項を〈検討課題〉に付す。

◆Ｆ群、Ｌ群及びＡ群を表にまとめると以下のようになる。

評価の視点の区分	Ｆ群（Fundamental）	Ｌ群（Legal）	Ａ群（Advanced）
評価の視点に関わる事項	デジタルコンテンツ系専門職大学院に求められる基本的事項	デジタルコンテンツ系専門職大学院に関わる法令事項	固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項
評価における提言	・長所 ・検討課題 （ただし、問題がある場合は勧告）	・勧告 （ただし、状況によっては検討課題）	・長所 ・特色 ・検討課題

(5) 認証評価結果に付される提言のうち、「勧告」及び「検討課題」については、デジタルコンテンツ系専門職大学院に対して、「改善計画」及び「課題解決計画」を立て、

上がっている、又は十分に機能している場合

〈特色〉

① 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、〈長所〉として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は独自の目的に即した個性的な取組みとして評価できる場合

事項の種類	当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項	専門職大学院に関わる法令事項	個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項
認証評価における提言	・長所 ・是正勧告 ・検討課題	・是正勧告 ・検討課題	・長所 ・特色 ・検討課題

評価方法に関わる記載であることから、基準前文からは削除する。なお、評価結果の指摘

その具体的な改善措置を講じることを求める事項について付すものであり、評価結果を受領した半年後にデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価委員会において、「改善計画」及び「課題解決計画」の総合的な説明（プレゼンテーション）を求めることとする。 　なお、「勧告」については、「改善計画」を説明した２年後に提出を求める改善報告書において、改善が適切に完了していることを前提に、認証評価結果で指摘されるに至った経緯・経過、「改善計画」及びその後の改善完了状況を報告することが義務づけられる。		事項に関する改善報告及びその検討方法については、『デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価ハンドブック』のみに記載することとした。
(6)　デジタルコンテンツ系専門職大学院の認証評価の結果は、「勧告」の状況を総合的に判断し、デジタルコンテンツ系専門職大学院基準に適合しているか否かを判定する。なお、デジタルコンテンツ系専門職大学院として重大な問題が認められた場合は、デジタルコンテンツ系専門職大学院基準に適合していないものと判定する。	(6)　評価の結果、「是正勧告」の状況を総合的に判断して、本基準に適合しているか否かを判定する。この際、「不適合」の判定は、専門職大学院として重大な問題が認められる場合に行う。	提言の名称を変更

Ⅱ．デジタルコンテンツ系専門職大学院基準

※斜線は「該当なし」を意味する

旧	新	改定の理由・内容
デジタルコンテンツ系専門職大学院基準 平成 29 年 1 月 27 日決定 平成 30 年 9 月 7 日改定	デジタルコンテンツ系専門職大学院基準 平成 29 年 1 月 27 日決定 平成 30 年 9 月 7 日改定 令和〇年〇月〇日改定	
1　使命・目的	**1　使命・目的**	
項目１：目的の設定及び適切性 デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材の養成である。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院では、この基本的な使命の下、当該専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各デジタルコンテンツ系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。 **項目２：目的の周知** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、固有の目的を教	将来の予測が困難な時代にあって、デジタルコンテンツ系専門職大学院には、最先端のデジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツの創造やそのマネジメントを通じて新たな産業や文化を生み出す能力を備えた専門職業人を養成することが課されている。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院では、上述の基本的な使命（Mission）の下、当該専門職大学院を設置する大学の理念・目的に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定める必要がある。また、固有の目的には、各デジタルコンテンツ系専門職大学院の特色を反映することが求められる。さらに、各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中・長期ビジョンを策定し、それに対す	各項目にあった本文を大項目ごとにとりまとめた 基本的な使命に関して、時代の変化にあわせた表現への修正や育成する人材像をより具体化 ビジョン・具体的方策の策定及びその実行に関する観点を追加

職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。	る独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける具体的方策を作成し、実行することが望ましい。	
	○　基礎要件 この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。	「基礎要件」を新設
1-1 デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。Ｆ群 1-2 固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとすること。(「専門院」第２条第１項) Ｌ群	1-1 デジタルコンテンツ系専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。また、その目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。	
1-3 固有の目的を学則等に定めていること。(「大学院」第１条の２) Ｌ群	基礎要件データ表１：固有の目的を定めた学則等	
1-4 固有の目的には、どのような特色があるか。Ａ群	1-1 デジタルコンテンツ系専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。また、その目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。	※目的の特色については、評価の視点 1-1 に関連して各大学が説明することとする
1-5 教職員、学生等の学内構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。Ｆ群	基礎要件データ表１：固有の目的を定めた学則等	
	1-2 当該専門職大学院の目的の実現に向けて、中・長期ビジョンを策定し、それに係る資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける具体的方策を作成していること。また、それを実行していること。	新設

２　教育内容・方法・成果	２　教育課程・学習成果、学生	
（１）教育課程・教育内容 **項目３：教育課程の編成** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、当該専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針については、学生に周知を図ることが必要である。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、体系的に教育課程を編成することが求められる。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即した教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置することが望ましい。 **項目４：単位の認定、課程の修了等** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。 単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、	各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定するとともに、学生への周知を図ることが必要である。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務を架橋する教育を行うことに留意し、体系的に編成することが求められる。 また、新たな産業や文化を生み出す能力を涵養するため、コンテンツの創造やそのマネジメントに関する知識・技能を修得させることや、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に配慮することが重要であり、これらを踏まえて固有の目的を実現する教育課程を整備することが必要である。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院の教育方法においては、理論と実務の架橋を図るとともに、実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド調査、インターンシップ等による双方向・多方向の授業等、各授業科目が設定した教育目標を達成するに適した教育方法を導入することが必要である。そのために、教育効果を十分に上げられるよう授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適切な学生数で授業を実施し、シラバスの作成及びその活用や、履修指導、予習・復習等に係る相談・支援などの取組みを通じて、学生の円滑	各項目にあった本文を大項目ごとにとりまとめた 下線部を新規要素として設定

<table>
<tr>
<td rowspan="3">授与する学位には、デジタルコンテンツ系分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

（２）教育方法
項目５：履修指導、学習相談
各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ・実習等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談には、固有の目的に即した特色ある取り組みを行うことが望ましい。

項目６：授業の方法等
各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなけ</td>
<td>な学習を実現することも求められる。
デジタルコンテンツ系専門職大学院の修了にあたり、学生がどのような能力・資質を身に付けたかを把握することは、当該専門職大学院の教育によってもたらされた成果を明らかにしてその適切性を検証し、改善・向上を図るためにきわめて重要である。その際、各授業科目の目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準によって、学生の学習に係る評価を行うとともに、修了者の進路状況についても把握し、教育上の成果を検証することが必要である。
適切かつ効果的な教育を実施するには、各デジタルコンテンツ系専門職大学院が、学生の受け入れにあたって、求める学生像等を明確に打ち出し、これを踏まえながら適切かつ公正な選抜を行うことが重要である。また、適切な教育環境を継続的に保証し、十分な教育効果を上げていくためには、学生の定員管理についても特段の注意が求められる。
さらに、学生が十分な学習に取り組めるよう、体制を整備し支援することが必要である。なかでも進路選択・キャリア形成に資する支援を行わなければならない。</td>
<td>旧基準大項目４「学生の受け入れ」及び大項目５「学生支援」を統合</td>
</tr>
<tr>
<td>３　教員・教員組織</td>
<td rowspan="2"></td>
</tr>
<tr>
<td>（前略）
また、組織的な取組みによって、教員の資質向上を図り、研究者教員と実務家教員の相互理解と協働に努めること、各教員の研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）等を促進することが重要である。
（後略）
４　専門職大学院の運営と改善・向上</td>
</tr>
</table>

ればならない。そのうえで、教育方法には、固有の目的に即して、特色ある取り組みを行うことが望ましい。 **項目７：授業計画、シラバス** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。さらに、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。 **項目８：成績評価** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価は、明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、学生に対して明示するとともに、適切に運用する必要がある。 **項目９：改善のための組織的な研修等** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施することが必要である。また、当該専門職大学院の教育水準の維持・向上を図るために、教員の実務上の知見の充実及び教育上の	（前略） デジタルコンテンツ系専門職大学院は、社会における課題やニーズを捉え、そして、より良い社会の形成、価値付与のために、教育研究活動を展開する使命を負っている。そのため、社会との関係を適切に構築し、とりわけ企業を含む外部機関との連携・協働等を適切に行うことにより、当該専門職大学院の充実を図るとともに、広く社会の発展に寄与していくことが求められる。 （後略）	

指導能力の向上に努めることが重要である。授業の内容及び方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を利用して、教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが当該専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。また、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及び内容、方法の改善には、固有の目的に即して、特色ある取り組みを行うことが望ましい。 **（３）成果** **項目 10：教育成果の評価の活用** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。		
	○　基礎要件 この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること。	「基礎要件」を新設
2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。F群	2-1 デジタルコンテンツ系専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。	

	基礎要件データ表２：３つのポリシー	
2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。(「専門院」第６条) Ｆ群・Ｌ群 （１）デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission)、すなわち、高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材の養成という観点から編成していること。 （２）デジタルコンテンツ系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。 （３）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。 2-3 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。Ｆ群	2-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。 （１）デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（Mission)、すなわち、<u>将来の予測が困難な時代</u>にあって、<u>最先端の</u>デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツ<u>の創造</u>や<u>そのマネジメント</u>を通じ<u>て</u>新たな産業や文化を<u>生み出す</u>能力を備えた人材の養成という観点から編成していること。 （２）デジタルコンテンツ系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。<u>その際には、コンテンツの創造やそのマネジメントにおいて必要な知的財産に関しても学べるよう配慮していること。</u> （３）社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に配慮していること。	前文及び大項目Ｉの本文の記載とあわせた 下線部を新規要素として追加
2-4 産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、（１）以外の者が過半数であること。(「専門院」第６条の２) Ｌ群 （１）学長又は当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の長	基礎要件データ表 16：教育課程連携協議会の設置及び構成	

が指名する教員その他の職員 （２）デジタルコンテンツ系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、デジタルコンテンツ系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、デジタルコンテンツ系分野の実務に関し豊富な経験を有する者 （３）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。） （４）当該デジタルコンテンツ系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の長が必要と認める者		
2-5 デジタルコンテンツ系分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成していること。（「専門院」第６条第２項）Ｌ群	4-6 教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映するなど、社会からの意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。	
2-6 授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。Ａ群	2-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。（後略）	※教育科目の特色については、評価の視点2-2 に関連して各大学が説明することとする
2-7 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）Ｌ群	基礎要件データ表４：単位の設定	

2-8 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が１年間又は１学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。(「専門院」第 12 条) Ｌ群	基礎要件データ表５：単位数の上限設定	
2-9 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該専門職大学院入学前に修得した単位を当該専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。(「専門院」第 13 条、第 14 条) Ｌ群	基礎要件データ表６：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定	
2-10 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。(「専門院」第２条第２項、第３条、第 15 条) Ｌ群	基礎要件データ表７：課程修了の要件	
2-11 課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。(「専門院」第 10 条第２項) Ｌ群	2-13 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。 基礎要件データ表７：課程修了の要件	
2-12 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。(「専門院」第 16 条) Ｌ群	基礎要件データ表７：課程修了の要件	
2-13 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。Ｆ群	2-13 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。 基礎要件データ表７：課程修了の要件	

	基礎要件データ表 17：学位授与の状況	
2-14 授与する学位には、デジタルコンテンツ系分野の特性や当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付していること。(「学位規則」第５条の２、第 10 条) Ｆ群・Ｌ群	基礎要件データ表３：学位の名称	
2-15 学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。Ｆ群	2-6 下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援	
2-16 インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。Ｆ群	2-5 学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等)、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。	
2-17 履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。Ａ群	2-6 下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。(後略)	※履修指導、学習相談の特色については、評価の視点 2-6 に関連して各大学が説明することとする
2-18 １つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。(「専門院」第７条) Ｆ群・Ｌ群	2-7 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらを利用して適切な学生数で授業を実施していること。	
2-19 実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、実習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド･ス	2-5 学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等)、方法（ケーススタ	

タディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。(「専門院」第８条第１項) F群・L群	ディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。	
2-20 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第８条第２項) L群 2-21 通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第９条) L群	2-3 遠隔教育や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。	
2-22 授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群	2-3 遠隔教育や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。 2-5 学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等)、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。 2-6 下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援 2-7 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらを利用して適切な学生数で授業を実施していること。	※授業方法の特色については、評価の視点2-3、2-5～2-10に関連して各大学が説明することとする

	2-8　自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。 2-9　学習及び教育研究活動に必要かつ十分な図書等を備えるとともに、その利用環境に十分に配慮していること。 2-10　学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。	
2-23 授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。F群	2-4　授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。	
2-24 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。(「専門院」第 10 条第１項) F群・L群 2-25 授業をシラバスに従って実施していること。また、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。F群	2-6　下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援	
2-26 成績評価の基準・方法を適切に設定し、かつ、学生に対し明示していること。(「専門院」第 10 条第２項) F群・L群 2-27 学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。(「専門院」第 10 条第２項) F群・L群	2-11 授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。	
2-28 成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、かつ、学生に対し明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。F群	2-12 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	
2-29 授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修	3-6　専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実	

及び研究を実施していること。(「専門院」第 11 条) F群・L群 2-30 教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めていること。F群	施していること。その際、実務家教員のみならず、研究者教員の実務に関する知見の充実に努めるとともに、いずれの教員においても教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。	
2-31 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。F群	2-15 教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。	
2-32 教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。(「専門院」第６条第３項) L群	4-6 教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映するなど、社会からの意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。	
2-33 教育課程及びその内容、方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群	2-14 学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育上の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。 2-15 教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。	※教育課程及びその内容、方法の改善に関する特色については、評価の視点 2-14、2-15 に関連して各大学が説明することとする
2-34 固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。F群	2-14 学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育上の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。	
３　教員・教員組織	**３　教員・教員組織**	

項目 11：専任教員数、構成等 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務の架橋教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性も考慮することが望ましい。 **項目 12：教員の募集・任免・昇格** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。 **項目 13：専任教員の教育研究活動等の評価** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専任教員の教育研究活動の有効性、組織内運営への貢献及び社会への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。	デジタルコンテンツ系専門職大学院として負う使命を果たし、また、それぞれが掲げる目的を実現するために、各デジタルコンテンツ系専門職大学院は教育研究上必要かつ十分な数の専任教員を置かなければならない。その際、当該専門職大学院で養成する人材は、高度の専門的能力と倫理性等の資質を備えた専門職業人であり、理論に裏打ちされた実践が可能な者であることに十分な留意が払われなければならない。そのため、専攻分野について優れた研究業績や高度の実務能力を有し、かつ教育上の指導能力を有する教員を置くことはもとより、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と、主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）のバランスが取れたものであることが必要である。また、当該専門職大学院における教育研究活動の持続可能性を確保し、その活性化を図るとともに、分野の特性を踏まえた多様性を考慮した専任教員構成でなければならない。 将来にわたって教育研究活動の水準を維持するうえでは、優れた研究業績や高度の実務能力を持つ者を適切に任用する必要があり、そのために、教員の募集、任免及び昇格は所定の手続及び方法によって公正に実施することが必要である。また、組織的な取組みによって、教員の資質向上を図り、研究者教員と実務家教員の相互理解と協働に努めること、各教員の研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）等を促進することが重要である。さらに、専任教員に求められる役割は授業科目の担当のみならず、当該専門職大学院の運営等にも及ぶことから、各デジタルコンテンツ系専門職大学院においてそれぞれの専任教員の役割を明確にし、専任教員の諸活動等について適切に評価しなければならない。	各項目にあった本文を大項目ごとにとりまとめた 従来から重要視していた点を明記（下線部前半） 研究の重要性を新規要素として設定（下線部後半） デジタルコンテンツ系専門職大学院における研究の意義・研究の対象について新規要素として設定

	専任教員に対してはその教育研究活動の条件及び環境を整備し、それを適切に運用しなければならない。そのことによって、専任教員の十分な教育研究活動を保障し、学問的創造性の伸長につなげることが必要である。	旧基準大項目6「教育研究等環境」をこの大項目に組み入れることから、記述を追加
	○　基礎要件 この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること。	「基礎要件」を新設
3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第 53 号」第１条第１項）Ｆ群・Ｌ群	基礎要件データ表９：専任教員数	
3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第 53 号」第１条第７項）Ｌ群	基礎要件データ表 10：教授の割合	
3-3 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。Ｆ群・Ｌ群 １ 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 ２ 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 ３ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 （「専門院」第５条）	基礎要件データ表 13：専攻分野における業績、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力	
3-4 専任教員に占める実務家教員の割合は、デジタルコンテンツ系分野で必要とされる専任教員数のおおむね３割以上であること。（「告示第 53 号」第２条第１項、第２項）Ｌ群 3-5 専任教員のうち実務家教員は、５年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告	基礎要件データ表 11：実務家教員	

示第 53 号」第２条第１項）L群		
3-6 実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。(「告示第 53 号」第２条第２項）L群	基礎要件データ表 12：みなし専任教員	
3-7 専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。（「専門院」第５条第２項、「告示第 53 号」第１条第２項）L群	基礎要件データ表 15：専任（兼担）教員	
3-8 カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。F群	3-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。 3-3 教育課程の中核となる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。	
3-9 カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準・手続によって行われていること。F群	3-3 教育課程の中核となる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。	
3-10 専任教員構成では、年齢のバランスに配慮しているこ	3-4 専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないもの	

と。（「大学院」第８条第５項）Ｌ群	であるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。 基礎要件データ表 14：専任教員の年齢構成	
3-11 教員組織が、デジタルコンテンツ系分野の特性に応じた多様性や、性別のバランスなどを考慮したうえで、適切に構成されていること。Ｆ群	3-4 専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。	
3-12 固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。Ａ群	3-1 教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。 3-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。 3-3 教育課程の中核となる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。 3-4 専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。 3-5 専任教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。	※教員組織の特色については、評価の視点 3-1～3-5 に関連して各大学が説明することとする
3-13 教授、准教授、助教、講師等の職階や、客員、任期付き	3-1 教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研	

等の属性などを考慮した教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。Ｆ群	究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。	
3-14 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、公正に運用していること。Ｆ群	3-5 専任教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。	
3-15 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。Ｆ群 3-16 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。Ａ群	3-8 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。	※専任教員の諸活動の評価に関する特色については、評価の視点3-8 に関連して各大学が説明することとする
	3-7 当該専門職大学院の教育に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、研究者教員にあっては専門分野の学術的研究に取り組み、実務家教員にあってはコンテンツの創造やそのマネジメント に関する知見の充実及び刷新を図り、実務に基づく研究等に継続的に取り組むよう促すこと。	新設
4　学生の受け入れ	**2　教育課程・学習成果、学生**	
項目 14：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針	（※大項目２の本文に統合）	

に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、固有の目的を実現するため、学生を受け入れるための特色ある取り組みを実施することが望ましい。		
	○　基礎要件 この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること	**「基礎要件」の新設**
4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。(「学教法施規」第 165 条の２第１項、第 172 条の２第１項) Ｆ群・Ｌ群	2-16 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。 基礎要件データ表２：３つのポリシー	
4-2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。Ｆ群 4-3 選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。Ｆ群 4-4 入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基	2-17 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。	

準・方法に適った学生を受け入れていること。F群 4-5 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。F群		
4-6 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。F群	2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。	
4-7 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。(「大学院」第 10 条第３項) F群・L群	2-18 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。 基礎要件データ表８：定員管理	
4-8 学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みがなされているか。A群	2-16 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。 2-17 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。 2-18 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	※学生の受け入れに係る取組みの特色については、評価の視点 2-16～2-18 に関連して各大学が説明することとする
５　学生支援	**２　教育課程・学習成果、学生**	
項目 15：学生支援 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制を整備し、支援することが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者を受け入れるための支援体制も整備し、	(※大項目２の本文に統合)	

支援等を行うことが必要である。 　各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。		
	○　基礎要件 この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること	「基礎要件」の新設
5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。F群	2-19 適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。 2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。 2-21 適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。 基礎要件データ表 18：留年・休学・退学の状況	
5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。F群 5-3 奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。F群		機関別認証評価との重複を解消するため削除
5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、	2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、	

支援を行っていること。F群	多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。	
5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。A群	2-19 適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。	
5-6 留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。A群	2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。	
5-7 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。A群	2-21 適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。	
5-8 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群	2-19 適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。 2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。 2-21 適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。	※学生支援の特色については、評価の視点2-19～2-21に関連して各大学が説明することとする
6　教育研究等環境	**2　教育課程・学習成果、学生**	旧基準大項目６「教育研究等環境」は、学生に関する事項を新基準大項目２へ、教員に関する事項を新基準大項目３に分類し移行
項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、当該専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に	（※大項目２の本文に統合）	
	3　教員・教員組織	
	（※大項目３の本文に統合）	

努めることが望ましい。 **項目 17：図書資料等の整備** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。 **項目 18：専任教員の教育研究環境の整備** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備することが必要である。		
	○　基礎要件 この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。	「基礎要件」を新設
6-1 講義室、演習室その他の施設・設備をデジタルコンテンツ系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。（「専門院」第 17 条）F群・L群	2-7 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらを利用して適切な学生数で授業を実施していること。	
6-2 学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。F群	2-8　自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。	
6-3 障がいのある者のための施設・設備を整備していること。	2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、	

Ｆ群	多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。	
6-4 学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。Ｆ群	2-10 学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。	
6-5 教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。Ｆ群	3-9 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（ＴＡ等）を行っていること。	
6-6 施設・設備、人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。Ａ群	2-7 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらを利用して適切な学生数で授業を実施していること。 2-8 自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。 2-9 学習及び教育研究活動に必要かつ十分な図書等を備えるとともに、その利用環境に十分に配慮していること。 2-10 学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。 3-9 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（ＴＡ等）を行っていること。	※教育環境の特色については、評価の視点2-7～2-10、研究環境の特色については、評価の視点3-9に関連して各大学が説明することとする
6-7 図書館（図書室）には、デジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備していること。Ｆ群 6-8 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、デジタルコ	2-9 学習及び教育研究活動に必要かつ十分な図書等を備えるとともに、その利用環境に十分に配慮していること。	

ンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。F群 6-9 図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群		※図書資料等の整備に関する特色については、評価の視点 2-9 に関連して各大学が説明することとする
6-10 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。F群 6-11 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。F群 6-12 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。F群	3-9 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。	
7　管理運営	**4　専門職大学院の運営と改善・向上**	
項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、デジタルコンテンツ系分野に関する外部機関との連携・協働等を適切に行う必要がある。 なお、デジタルコンテンツ系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。	各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、その適切な運営と、恒常的な改善・向上に努め、安定的・発展的に教育研究活動を展開していなければならない。この一環において、当該専門職大学院としての固有の意思決定及びその遂行が可能であるように図らなければならず、教育の企画・設計等における責任体制を明確にしていることが必要である。また、教育研究活動の改善・向上を恒常的に図っていくために、各デジタルコンテンツ系専門職大学院は組織的・継続的に自己点検・評価を行わなければならない。 デジタルコンテンツ系専門職大学院は、社会における課題やニーズを捉え、そして、より良い社会の形成、価値付与のために、教育研究活動を展開する使命を負っている。そのた	各項目にあった本文を大項目ごとにとりまとめた

項目 20：事務組織 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取り組みを行うことが望ましい。	め、社会との関係を適切に構築し、とりわけ企業を含む外部機関との連携・協働等を適切に行うことにより、当該専門職大学院の充実を図るとともに、広く社会の発展に寄与していくことが求められる。また、デジタルコンテンツ系専門職大学院は、外部に対して適切に情報を公開し、説明責任を果たしていくことはもとより、自身の教育研究活動に関して社会からの理解を得るよう取り組むこともきわめて重要である。	
	○　基礎要件 この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること。	「基礎要件」の新設
7-1 管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。F群 7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。F群	4-1　当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。	
7-3 デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。F群	4-2　教育の企画・設計等における責任体制が明確であること。	
7-4 デジタルコンテンツ系分野に関する外部機関との連携・協働等が適切に行われていること。F群	4-8　企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続でなされ、また、資金の授受・管理等が適切に行われていること。	
7-5 デジタルコンテンツ系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。A群	4-3　教育内容、教員人事等において、関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等が行われていること。	
7-6 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第 42 条）F群・L群		機関別認証評価との重複を解消するため削除

7-7 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。F群 7-8 事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群		
８　点検・評価、情報公開	**４　専門職大学院の運営と改善・向上**	
項目 21：自己点検・評価 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した特色の伸長のために活用していくことが望ましい。 **項目 22：情報公開** 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い組織運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。	（※大項目４の本文に統合）	
	○　基礎要件 この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正	「基礎要件」を新設

	しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること。	
8-1 自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。(「学教法」第 109 条第 1 項、「学教法施規」第 158 条、第 166 条) F群・L群 8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。F群	4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。	
8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。F群	4-5 外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。	
8-4 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。A群 8-5 自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群	4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。 4-5 外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。	※外部評価の実施など、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等の特色については、評価の視点 4-4～4-5 に関連して各大学が説明することとする
8-6 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。(「学教法」第 109 条第 1 項) F群・L群 8-7 認証評価の結果を学内外に広く公表していること。F群 8-8 デジタルコンテンツ系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームペ	4-7 当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、社会に対し説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会が正しく理解できるよう取り組んでいること。	

ージや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。(「学教法施規」第 172 条の２第１項及び第２項) Ｆ群・Ｌ群 （１）教育研究上の目的に関すること。 （２）教育研究上の基本組織に関すること。 （３）教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 （４）学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。 （５）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。 （６）学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。 （７）校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 （８）授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。 （９）学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 (10) 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況。 8-9 情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。Ａ群		※情報公開の特色については、評価の視点 4-7 に関連して各大学が説明することとする